

練馬区アニメ人材育成支援事業推進検討会議設置要綱

平成24年12月20日

24練産商第766号

(設置)

第1条 練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画に基づき、アニメ制作者等の人材育成支援事業を推進するに当たって、事業者および識者の意見を反映させるため、練馬区アニメ人材育成支援事業推進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、つぎの各号に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 人材育成支援事業の育成内容に関すること。
- (2) 人材育成支援事業の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、検討会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議は、つぎの各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) アニメーション制作における人材育成に優れた識見を有する者 2名以内
- (2) アニメーション制作および関連会社の代表者または実務経験者 5名以内
- (3) 別表に掲げる職にある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成26年3月末日までとする。

(公開)

第5条 会議は、原則として公開で行う。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、区民生活事業本部産業経済部商工観光課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
区民生活事業本部産業経済部長
区民生活事業本部産業経済部商工観光課長